

四半期報告書

(第88期第3四半期)

自 平成23年10月1日

至 平成23年12月31日

王子製紙株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	15
1 株式等の状況	15
2 役員の状況	17
第4 経理の状況	18
1 四半期連結財務諸表	19
2 その他	28
第二部 提出会社の保証会社等の情報	29

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第88期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 王子製紙株式会社

【英訳名】 OJI PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠田和久

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長兼管理部長 武田芳明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長兼管理部長 武田芳明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第3四半期連結 累計期間	第88期 第3四半期連結 累計期間	第87期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（百万円）	885,814	920,648	1,180,131
経常利益（百万円）	45,430	37,849	60,245
四半期（当期）純利益（百万円）	23,566	19,090	24,619
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	5,791	8,758	2,033
純資産額（百万円）	460,085	453,060	455,998
総資産額（百万円）	1,675,086	1,671,113	1,620,927
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	23.85	19.33	24.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	23.83	19.31	24.90
自己資本比率（％）	26.4	26.2	27.1

回次	第87期 第3四半期連結 会計期間	第88期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	10.36	7.18

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には消費税及び地方消費税を含んでいません。
3. 第87期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についての異動として、第2四半期連結会計期間より王子 パペイス エスベシアイス有限会社が新たに連結の範囲に加われました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 当四半期の業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による落ち込みから一部で復興需要があるものの、電力不足への対応や円高の長期化、海外経済におけるタイ・カンボジアでの洪水被害によるサプライチェーンの混乱や欧州債務危機の顕在化などによる影響もあり先行き不透明な状況で推移しました。

紙パルプ業界におきましては、一般洋紙は震災影響による需要減少からの回復は限定的であり、依然低調に推移していますが、板紙・段ボールなどの需要は、飲料・加工食品関連で堅調に推移しました。コスト面では、チップ・重油・薬品など原燃料価格の上昇傾向が続いています。この影響は昨年度からの収益圧迫要因となっており、原料輸入の円高メリットやコストダウン努力では吸収しきれない状況となっているため、当第3四半期において一般洋紙や板紙、包装用紙の製品価格修正を実施しました。

こうした状況の中、当社グループでは、海外においては成長するアジア需要の取り込みを図るため、かねてよりマレーシアの板紙・段ボール事業の拡大を進めてきましたが、8月にはマレーシアの段ボール製造販売大手である Harta Packaging グループを公開買付により取得しました。さらに、9月にはブラジルのフィブリアセルローズ株式会社より感熱紙・ノーカーボン紙の製造拠点を取得し、商号をOji Papéis Especiais Ltda.（王子 パペイス エスペシアイス有限会社）としました。また、国内既存事業においては、4月に富士地区における紙・板紙製造設備（抄紙機2台）の停止を実施、10月に王子製紙(株)富士工場を王子板紙(株)に移管し、最適な生産体制の構築によるさらなるコストダウンを図りました。以上により、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高920,648百万円（前年同四半期比 3.9%増収）、営業利益 48,557百万円（同 4.7%減益）、経常利益 37,849百万円（同 16.7%減益）、四半期純利益 19,090百万円（同 19.0%減益）となりました。

各セグメントの状況は、次のとおりです。

○ 紙パルプ製品事業

・板紙

段ボール原紙の販売は、飲料・加工食品関係の出荷が堅調に推移した事に加え、11月に実施した製品価格修正前の駆け込み需要もあり、前年を上回りました。

白板紙の国内販売は、高級板紙・特殊板紙・コート白ボールともに前年を上回りました。

・包装用紙

包装用紙の販売は、国内は震災影響による需要減もあり減少しましたが、輸出はアジア向け需要が堅調に推移したため増加しました。

・一般洋紙

新聞用紙の国内販売は、震災影響による新聞の部数・ページ数の減で用紙需要は減少し、前年を下回りました。輸出も減少しました。

印刷用紙の販売は、国内は震災影響等の需要減少により、塗工紙・微塗工紙を中心に低調に推移し、輸出も減少しました。

・雑種紙

雑種紙の販売は、前半は産業用途を中心に堅調に推移していましたが、海外経済減速による輸出産業の不振もあり秋口からは減少に転じ、累計では微減となりました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高	：	406,665百万円（前年同期比 3.9%減収）
連結営業利益	：	30,673百万円（前年同期比 17.6%減益）

○ 紙加工製品事業

- ・段ボール（段ボールシート・段ボールケース）

段ボールの販売は、飲料・加工食品関係等が堅調に推移し、前年並みとなりました。

- ・その他（家庭用品・紙器・粘着紙他）

衛生用紙の販売は、ティッシュペーパーは増加・トイレットロールは減少しました。

紙おむつの販売は、子供用おむつ、大人用おむつともに減少しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 350,204百万円（前年同期比 1.6%増収）

連結営業利益： 12,458百万円（前年同期比 3.2%減益）

○ その他

その他の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高： 163,778百万円（前年同期比 38.9%増収）

連結営業利益： 7,333百万円（前年同期比 99.9%増益）

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①当面の対処すべき課題の内容等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更または新たに生じた課題はありません。

②会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（I）のとおり定めています。

また、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を第86回定時株主総会終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（III）に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しています。

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会の終結時をもって上記有効期限の満了を迎えるにあたり、その後の情勢変化等を踏まえさらなる検討を加えた結果、当社は、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、本方針の継続を決議し、第87回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。なお、当社は買収防衛策について、平成19年6月の導入以降、会社法や金融商品取引法の施行も含め、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行ってまいりましたが、買収防衛策の制度内容に関してはほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の決議をもって廃止することができることなどを総合的に勘案し、本方針の有効期間は、第87回定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(I) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えています。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供及び代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

(II) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(I)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えています。

「企業価値向上への取組み」

紙パルプ産業におきましては、国内の紙・板紙市場は成熟化が進み、また、一般洋紙の需要はICT化の進展により、広告宣伝分野での減少傾向が続き、今後も大幅な回復は見込めない状況にあり、依然として当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。

当社は、このような環境下での競争を勝ち抜き、持続的成長を可能とするため、平成24年10月1日を目処に純粋持株会社制へ移行すべく準備を進めております。純粋持株会社制への移行により、経営責任の明確化や意思決定の迅速化を推進し、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」「素材、加工一体型ビジネスの確立」「研究開発型ビジネスの形成による成長」「資源・環境ビジネスの推進」「海外ビジネスの拡大」「商事機能強化」を強力に推し進め、変革による事業構造転換を図り、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上という経営目標の達成にむけてまい進してまいります。

具体的施策として、生活産業資材カンパニーにおいては、平成22年以降、東南アジアでの段ボール会社の買収や資本参加、新工場の建設決定など、この地域での事業を迅速に拡大してまいりました。今後もM&Aの更なる推進などを通じて、成長が期待される東南アジア市場で総合パッケージング事業を推進してまいります。中国では、平成24年に王子製袋（青島）有限公司の生産開始を予定しており、中国北部地域での事業拡大に加え、内陸部への進出も計画しております。

印刷情報メディアカンパニーにおいては、国内では需要構造変化に対応した継続的な事業再構築を進める一方、平成22年末より生産を開始した江蘇王子製紙有限公司（南通工場）は、平成25年に予定しているクラフトパルプ生産開始により、飛躍的に競争力が向上する見込みです。今後は、南通工場の優位性や中国市場の動向をふまえて、製紙・紙加工複合工場を目指し幅広い事業を積極的に展開してまいります。

機能材カンパニーにおいては、平成23年9月、ブラジルに感熱紙・ノーカーボン用紙の製造販売拠点を取得いたしました（王子 パペイス エスベシアイス有限会社）。これにより、イメージングメディア事業のより一層のグローバル化が図られたほか、ここを足がかりとして機能材事業の海外展開拡大を進めてまいります。このほか、平成23年10月にはOji Label(Thailand)Ltd.に新設したラミネーターが営業生産を開始、平成25年には王子特殊紙滋賀工場において、ハイブリッド車等に使用されるコンデンサ用ポリプロピレンフィルム生産設備の増強を計画しており、今後も成長が期待される分野には積極的に投資を行い、事業を拡大してまいります。

資源・環境ビジネスにおいては、平成23年10月、ベトナムに同国の大手家具製造販売会社であるチュンタン社と

合併で、植林・合板・製材など総合林産事業を行う新会社を設立しました。また平成24年にはニュージーランドの子会社PANPACの外販パルプ生産設備を増強する予定であり、先述の南通工場のクラフトパルプ生産開始と合わせて、パルプ外販事業をより一層推進してまいります。一方国内でも、民間最大となる19万ヘクタールの社有林の活用を進めてまいります。

さらに、将来的には成長国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

(Ⅲ) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記（Ⅰ）の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

(b) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実及び取締役会評価期間については、速やかに情報開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

(c) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買

付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起します。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(c)イで述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不相当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損し、または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

ハ. 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買

付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

二. 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を停止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か及び発動の停止を行うかどうかの判断にあたっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名及び略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

(d) 当社株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定していませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記(c)へに従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(e) 大規模買付ルールの有効期限

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会において、本方針の継続の承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する

場合があります。

(IV) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(Ⅲ)(a)「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(Ⅲ)(c)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(d) 株主意思を重視するものであること

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会において本方針の継続が決議される前の本方針の有効期限は、当該定時株主総会終結時までと限定されており、当該定時株主総会において、本方針の継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本方針の継続について株主の皆様にご議論としてお諮りしています。当該定時株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになっていたため、その意味で、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっています。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(Ⅲ)(e)「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」といいます。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期及び終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含みます。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含みます。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含みます。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続きの内容及び見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法並びにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考え及びその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合があります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とします。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 各新株予約権の払込金額

無償（金額の払込みを要しません。）

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとします。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除きます。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保することを目的として設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告します。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができます。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋 (たけうち よう)

略歴

昭和14年9月24日生まれ

昭和41年4月 弁護士登録

平成6年6月 当社監査役

平成16年3月 株式会社ブリヂストン監査役

現在に至る。

平成19年6月 当社取締役

現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

秋山 収 (あきやま おさむ)

略歴

昭和15年11月21日生まれ

昭和38年4月 通商産業省入省

平成14年8月 内閣法制局長官

平成16年8月 退官

平成19年6月 当社取締役

現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

杉原 弘泰 (すぎはら ひろやす)

略歴

昭和13年5月18日生まれ

昭和38年4月 検事任官

平成11年6月 大阪高等検察庁検事長

平成13年5月 退官、弁護士登録

平成15年5月 イオンクレジットサービス株式会社監査役

現在に至る。

平成18年6月 当社監査役

現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6,843百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等のうち、江蘇王子製紙有限公司における中国南通プロジェクト（第一期）の一部である印刷用紙生産設備について、当第3四半期連結累計期間より営業運転を開始しました。

また、当第3四半期連結累計期間中において、新たに計画された重要な設備の新設については、以下の通りです。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	工事件名	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
王子特殊紙 滋賀工場 (滋賀県湖南市)	紙パルプ製品 事業	工業用フィルム 生産設備増設	3,450	496	自己資金	平成24年1月	平成25年1月

(5) 今後の戦略について

紙パルプ産業におきましては、国内の紙・板紙市場は成熟化が進み、また、一般洋紙の需要はICT化の進展により、広告宣伝分野での減少傾向が続き、今後も大幅な回復は見込めない状況にあり、依然として当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。

当社は、このような環境下での競争を勝ち抜き、持続的成長を可能とするため、平成24年10月1日を目処に純粋持株会社制へ移行すべく準備を進めております。純粋持株会社制への移行により、経営責任の明確化や意思決定の迅速化を推進し、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」「素材、加工一体型ビジネスの確立」「研究開発型ビジネスの形成による成長」「資源、環境ビジネスの推進」「海外ビジネスの拡大」「商事機能強化」を強力に推し進め、変革による事業構造転換を図り、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上という経営目標の達成にむけてまい進してまいります。

具体的施策として、生活産業資材カンパニーにおいては、平成22年以降、東南アジアでの段ボール会社の買収や資本参加、新工場の建設決定など、この地域での事業を迅速に拡大してまいりました。今後もM&Aの更なる推進などを通じて、成長が期待される東南アジア市場で総合パッケージング事業を推進してまいります。中国では、平成24年に王子製袋（青島）有限公司の生産開始を予定しており、中国北部地域での事業拡大に加え、内陸部への進出も計画しております。

印刷情報メディアカンパニーにおいては、国内では需要構造変化に対応した継続的な事業再構築を進める一方、平成22年末より生産を開始した江蘇王子製紙有限公司（南通工場）は、平成25年に予定しているクラフトパルプ生産開始により、飛躍的に競争力が向上する見込みです。今後は、南通工場の優位性や中国市場の動向をふまえて、製紙・紙加工複合工場を目指し幅広い事業を積極的に展開してまいります。

機能材カンパニーにおいては、平成23年9月、ブラジルに感熱紙・ノーカーボン用紙の製造販売拠点を取得いたしました（王子 パペイス エスぺンアイス有限会社）。これにより、イメージングメディア事業のより一層のグローバル化が図られたほか、ここを足がかりとして機能材事業の海外展開拡大を進めてまいります。このほか、平成23年10月にはOji Label(Thailand)Ltd.に新設したラミネーターが営業生産を開始、平成25年には王子特殊紙滋賀工場において、ハイブリッド車等に使用されるコンデンサ用ポリプロピレンフィルム生産設備の増強を計画しており、今後も成長が期待される分野には積極的に投資を行い、事業を拡大してまいります。

資源・環境ビジネスにおいては、平成23年10月、ベトナムに同国の大手家具製造販売会社であるチュンタン社と合弁で、植林・合板・製材など総合林産事業を行う新会社を設立しました。また平成24年にはニュージーランドの子会社PANPACの外販パルプ生産設備を増強する予定であり、先述の南通工場のクラフトパルプ生産開始と合わせて、パルプ外販事業をより一層推進してまいります。一方国内でも、民間最大となる19万ヘクタールの社有林の活用を進めてまいります。

さらに、将来的には成長国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,064,381,817	1,064,381,817	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株です。
計	1,064,381,817	1,064,381,817	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	1,064,381,817	—	103,880	—	108,640

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 62,102,000	—	—
	（相互保有株式） 普通株式 14,436,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 975,030,000	975,030	—
単元未満株式	普通株式 12,813,817	—	—
発行済株式総数	1,064,381,817	—	—
総株主の議決権	—	975,030	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、当社名義の株式がそれぞれ、6,000株(議決権6個)及び966株(自己保有株式743株含む)含まれています。

②【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 王子製紙株式会社	東京都中央区銀座 四丁目7番5号	62,102,000	—	62,102,000	5.8
(相互保有株式) 株式会社キョードー	岡山県岡山市東区宍甘 370番地	8,000	—	8,000	0.0
(相互保有株式) 大阪紙共同倉庫株式会社	大阪府東大阪市宝町 23番53号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 亀甲通運株式会社	愛知県春日井市下条町 1005番地	16,000	—	16,000	0.0
(相互保有株式) 平田倉庫株式会社	東京都墨田区千歳 一丁目1番6号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 東京産業洋紙株式会社	東京都中央区日本橋室町 三丁目4番4号	229,000	—	229,000	0.0
(相互保有株式) 室蘭埠頭株式会社	北海道室蘭市入江町 1番地19	14,000	—	14,000	0.0
(相互保有株式) 本州電材株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町 一丁目6番10号	45,000	—	45,000	0.0
(相互保有株式) 協和紙工株式会社	大阪府大阪市鶴見区横堤 一丁目5番43号	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 総合パッケージ株式会社	北海道札幌市手稲区 曙二条五丁目1番60号	34,000	—	34,000	0.0
(相互保有株式) 清容器株式会社	大阪府門真市三ツ島10番地	91,000	—	91,000	0.0
(相互保有株式) 京都森紙業株式会社	京都府京都市南区 西九条南田町61番地	12,587,000	—	12,587,000	1.2
(相互保有株式) 旭洋紙パルプ株式会社	東京都中央区日本橋本町 一丁目1番1号	1,391,000	—	1,391,000	0.1
(相互保有株式) 中津紙工株式会社	岐阜県中津川市津島町 3番24号	9,000	—	9,000	0.0
計	—	76,538,000	—	76,538,000	7.2

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが実質的に所有していない株式が6,000株(議決権6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めています。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,393	49,387
受取手形及び売掛金	255,237	287,084
有価証券	636	573
商品及び製品	76,645	81,379
仕掛品	15,862	16,097
原材料及び貯蔵品	51,724	57,132
その他	47,125	45,701
貸倒引当金	△3,042	△3,117
流動資産合計	476,584	534,238
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	192,035	199,495
機械装置及び運搬具（純額）	305,743	334,666
土地	231,037	231,089
その他（純額）	162,443	102,091
有形固定資産合計	891,258	867,342
無形固定資産		
のれん	9,369	9,965
その他	10,234	9,242
無形固定資産合計	19,604	19,208
投資その他の資産		
投資有価証券	172,421	192,351
その他	68,470	61,344
貸倒引当金	△7,412	△3,372
投資その他の資産合計	233,479	250,324
固定資産合計	1,144,342	1,136,875
資産合計	1,620,927	1,671,113

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	197,419	217,531
短期借入金	219,331	393,051
1年内償還予定の社債	20,120	160
未払法人税等	10,489	5,569
引当金	2,349	1,480
その他	65,098	65,439
流動負債合計	514,808	683,232
固定負債		
社債	80,300	120,350
長期借入金	479,388	327,139
引当金		
退職給付引当金	47,792	48,593
役員退職慰労引当金	1,820	1,630
環境対策引当金	1,833	1,663
特別修繕引当金	126	126
引当金計	51,572	52,013
その他	38,858	35,317
固定負債合計	650,119	534,820
負債合計	1,164,928	1,218,053
純資産の部		
株主資本		
資本金	103,880	103,880
資本剰余金	113,018	113,016
利益剰余金	292,090	301,302
自己株式	△43,040	△43,297
株主資本合計	465,948	474,901
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,839	1,798
繰延ヘッジ損益	355	△71
土地再評価差額金	3,557	4,874
為替換算調整勘定	△36,837	△43,853
その他の包括利益累計額合計	△27,084	△37,252
新株予約権	284	336
少数株主持分	16,850	15,075
純資産合計	455,998	453,060
負債純資産合計	1,620,927	1,671,113

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	885,814	920,648
売上原価	677,391	711,916
売上総利益	208,423	208,732
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	85,737	86,110
その他	71,717	74,064
販売費及び一般管理費合計	157,455	160,174
営業利益	50,967	48,557
営業外収益		
受取利息	415	249
受取配当金	2,566	2,602
持分法による投資利益	4,401	2,324
その他	2,498	1,908
営業外収益合計	9,882	7,084
営業外費用		
支払利息	8,141	8,179
為替差損	2,833	4,506
その他	4,445	5,106
営業外費用合計	15,420	17,792
経常利益	45,430	37,849
特別利益		
負ののれん発生益	546	640
固定資産売却益	78	560
その他	197	75
特別利益合計	822	1,275
特別損失		
投資有価証券評価損	1,415	2,029
特別退職金	1,091	1,695
固定資産除却損	2,448	1,237
その他	3,274	1,472
特別損失合計	8,230	6,434
税金等調整前四半期純利益	38,022	32,691
法人税、住民税及び事業税	12,496	11,122
法人税等調整額	1,618	2,217
法人税等合計	14,115	13,339
少数株主損益調整前四半期純利益	23,906	19,351
少数株主利益	340	261
四半期純利益	23,566	19,090

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	23,906	19,351
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,787	△4,024
繰延ヘッジ損益	△441	△406
土地再評価差額金	—	1,331
為替換算調整勘定	△11,358	△5,311
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,528	△2,181
その他の包括利益合計	△18,115	△10,592
四半期包括利益	5,791	8,758
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,580	8,937
少数株主に係る四半期包括利益	△789	△178

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>HPI Resources Bhd、Harta Packaging Industries (Malacca) Sdn Bhd、Harta Distribution Network Sdn Bhd、Harta Fleksipak Sdn Bhd、Cabaran Minda Sdn Bhd、Chiga Light Industries Sdn Bhd、K.H.Chan Trading Sdn Bhd、Cabaran Perspektif Sdn Bhd、Kempas Teknik Sdn Bhd、Sierra Selection Sdn Bhd、Parit Raja United Transport Sdn Bhd、Trio Paper Mills Sdn Bhd、Harta Packaging Industries Sdn Bhd、HPI Resources (Overseas) Sdn Bhd、Harta Packaging Industries (Perak) Sdn Bhd、Harta Packaging Industries (Selangor) Sdn Bhd、Harta Packaging Industries (Cambodia) Limited、Yuen Foong Yu Paper Manufacturing Sdn Bhd、王子 パペイス エスペシアイス有限会社については新たに株式を取得したため、第2四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めることとしました。また、前連結会計年度に連結子会社であったUK BIOPRODUCTS SDN. BHD. については株式を売却したため、第2四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しています。また、前連結会計年度に連結子会社であったUKB International Pte. Limited、UK WELLNESS SDN. BHD.、UK WELLNESS MARKETING SDN. BHD.、Oji Ilford USA Inc. については清算したため、第2四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しています。また、フジ㈱については新たに株式を取得したため、当第3四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めることとしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 128社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>Harta Land Limitedについては、新たに株式を取得したことにより、第2四半期連結会計期間より、持分法適用の関連会社に含めることとしました。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 14社</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結納税)

当社及び一部の連結子会社は、平成25年3月期より連結納税制度の適用を受けることにつき、承認申請を行いました。また、第2四半期連結累計期間より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)		
1	受取手形割引高 受取手形裏書譲渡高	5,831 百万円 2	1 受取手形割引高 受取手形裏書譲渡高	6,502 百万円 -
2	保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関 よりの借入金等に対して次のとおり保証を行って います。		2 保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関 よりの借入金等に対して次のとおり保証を行って います。	
	日伯紙パルプ資源開発㈱	7,484 百万円	日伯紙パルプ資源開発㈱	5,639 百万円
	Alpac Forest Products Inc.	3,410	Alpac Forest Products Inc.	3,028
	PT. Korintiga Hutani	3,083	PT. Korintiga Hutani	2,882
	従業員	1,930	従業員	1,759
	その他	7,192	その他	5,914
	計	23,101	計	19,225
①	日伯紙パルプ資源開発㈱に対する保証債務は、親会 社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及 び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額 は12,229百万円です。		① 日伯紙パルプ資源開発㈱に対する保証債務は、親会 社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及 び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額 は9,214百万円です。	
②	その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会 社及び連結子会社負担額269百万円が含まれてお り、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯 保証債務総額は337百万円です。		② その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会 社及び連結子会社負担額269百万円が含まれてお り、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯 保証債務総額は337百万円です。	
③	その他に対する保証債務には、他社が再保証してい る保証債務が含まれており、再保証額57百万円を控 除して記載しています。		③ その他に対する保証債務には、他社が再保証してい る保証債務が含まれており、再保証額180百万円を 控除して記載しています。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
減価償却費	59,312 百万円	減価償却費	55,866 百万円
のれんの償却額	700	のれんの償却額	827

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	5,012	5.0	平成22年 3月31日	平成22年 6月8日	利益剰余金
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	5,012	5.0	平成22年 9月30日	平成22年 12月1日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	5,011	5.0	平成23年 3月31日	平成23年 6月7日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	5,011	5.0	平成23年 9月30日	平成23年 12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	紙パルプ 製品事業	紙加工 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	423,197	344,717	767,915	117,899	885,814	—	885,814
セグメント間の内部売上高 又は振替高	115,996	7,160	123,157	119,953	243,110	△243,110	—
計	539,193	351,878	891,072	237,853	1,128,925	△243,110	885,814
セグメント利益	37,244	12,874	50,119	3,669	53,788	△2,820	50,967

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材・緑化事業、不動産事業、コーンスターチ事業、機械事業等を含んでいます。
2. セグメント利益の調整額△2,820百万円には、内部取引に関わる調整額1,341百万円、のれんの償却額△1,246百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,996百万円が含まれています。
全社費用は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。
3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	紙パルプ 製品事業	紙加工 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	406,665	350,204	756,869	163,778	920,648	—	920,648
セグメント間の内部売上高 又は振替高	124,680	8,868	133,549	125,064	258,613	△258,613	—
計	531,346	359,072	890,419	288,843	1,179,262	△258,613	920,648
セグメント利益	30,673	12,458	43,131	7,333	50,465	△1,907	48,557

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材・緑化事業、不動産事業、コーンスターチ事業、機械事業等を含んでいます。
2. セグメント利益の調整額△1,907百万円には、内部取引に関わる調整額2,411百万円、のれんの償却額△1,467百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,801百万円が含まれています。
全社費用は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。
3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	23円85銭	19円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	23,566	19,090
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	23,566	19,090
普通株式の期中平均株式数(千株)	988,162	987,613
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23円83銭	19円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	718	937
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、剰余金の配当(中間)に関し、次のとおり決議しました。

- ① 配当金の総額 5,011百万円
- ② 1株当たりの金額 5円
- ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

(注) 平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月13日

王子製紙株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 清吾 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。